

案内所をご利用の皆様へ

総務省 近畿管区行政評価局
情報公開・行政手続制度案内所

新型コロナウイルス感染拡大防止のためのお願い

情報公開・行政手続制度案内所では、開示請求等の手続、制度の仕組みなどに関する案内を行っておりますが、対面による照会をご希望の場合には、感染拡大防止のため、以下の事項にご協力いただきますよう、お願いいたします。

- 1 入室の際、手指消毒の上、静かにお話してください（令和5年3月13日から、マスクの着用は個人の判断が基本となりました）。
- 2 感染防止のため、出入口等を開けて換気を行います。
また、案内所等への入室は一度に2人までとさせていただきます。
- 3 上記についてご了解いただけない場合には受付を控えさせていただきます。